

参 考 资 料

目 次

- 税務手続の電子化等の推進（国税関係） 1
- 税務手続の電子化等の推進（地方税関係） 20
- 個人所得課税の見直し（所得税関係） 33
- 個人所得課税の見直し（個人住民税関係） 52

税務手続の電子化等の推進 (国税関係)

未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)

第2 具体的施策

II Society 5.0 に向けた横割課題

B. 価値の最大化を後押しする仕組み

2. 規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進

(2) 新たに講ずべき具体的施策

今後は、規制等の趣旨を十分に尊重しつつも、行政目線の「行政手続」から事業者目線の「公共サービス」に発想を大きく転換し、最新のIT技術と法人番号、マイナンバーなどの新たな制度を最大限活用しながらあらゆる手続を見直して、省庁横断的に利用者の利便性の向上に取り組むことが不可欠である。

具体的には、諸外国の状況も踏まえつつ、単に現行手続をオンライン手続に置き換えるのではなく、あらゆる領域において、同じ目的又は同じ内容の申請・届出等の書式・様式を共通化するとともに、政府内の情報共有により一度提出した情報は二度と求めないこと(ワンスオンリー)を横串原則とする見直しを実施する。さらに、複数の機関に対する同様の書類の手続が求められる法人設立、社会保険料納付等においては電子手続の一元化(ワンストップ化)を図る。また、税務手続においては、電子申告等における国・地方間の情報連携を徹底する。ビッグデータやAI といった技術革新に合わせて行政手続をも革新させ、事業者側及び行政側双方にとって効率的・効果的な制度・手続を構築する。さらに、我が国の事業環境改善に必要な課題や解決のための手法について、諸外国でできていることがなぜ日本でできないのか、という観点から、不断に検討する。事業者目線での規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進を通じ「世界で一番企業が活動しやすい国」を実現する。

「税務行政の将来像」 ～ スマート化を目指して～

環境の変化

ICT・AIの進展

マイナンバー制度の導入

経済取引のグローバル化

定員の減少と申告の増加

調査・徴収の複雑・困難化

検討の目的

納税者の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保していくため、税務行政の透明性の観点から目指すべき将来像を明らかにし、それに向けて着実に取り組んでいくことが重要。

将来像

スマート税務行政



(ICTの活用による納税者の利便性の向上と事務運営の最適化を通じ、納税者の信頼を確保)



ICT社会への
的確な対応

税務手続の
抜本的な
デジタル化

税務署に
出向かず簡便
に手続が完了

 納税者の利便性の向上
(スムーズ・スピーディ) 

カスタマイズ型の情報配信


税務相談の自動化

申告・納付のデジタル化の推進

課税・徴収の効率化・高度化
(インテリジェント)

申告内容の自動チェック

軽微な誤りのオフサイト処理

調査・徴収でのAI活用 

重点課題への
的確な取組

国際的租税回避
への対応

富裕層に対する
適正課税の確保

大口・悪質事案
への対応

情報システムの高度化

内部事務の集中処理

地方公共団体等との連携・協調

※ この将来像は、情報システムの高度化、外部機関の協力を前提として、現時点で考えられるおおむね10年後のイメージを示したものである。その実現に向けては、e-Taxの使い勝手の改善等を通じた申告・納付のデジタル化の推進により、納税者の利便性の向上とともにデータ基盤の充実を図り、AI技術等を取り入れながら、段階的に取り組んでいく。また、情報システムのユーザーとなる納税者のニーズを重視した検討を行っていく。

規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）

Ⅱ 分野別実施事項

5. 投資等分野

(2) 個別実施事項

① 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化

1. 所得税に係る年末調整手続の電子化の推進

【平成29年度検討・結論】

ICTの一層の活用等により、被用者・雇用者を含めた社会全体のコストを削減する観点から、電磁的な方法による年末調整関係書類の提出を原則全て可能とすることについて、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。

その際、被用者が電磁的に交付された控除証明書を活用して簡便に控除申告書を作成し、雇用者に提供することができる仕組みの構築についても検討し、結論を得る。

また、年末調整全体のプロセスの更なる合理化を図る観点から、

- 雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除の控除申告書等について、事業者内における被用者から雇用者への控除申告書の提出手続の簡素化を図るとともに、
- 今後、マイナポータルと関連事業者や雇用者との間で効率的に情報の連携を行う仕組みの整備及び必要な法制上の措置を前提として、保険料控除・住宅ローン控除といった各種控除に係る情報をマイナポータルに通知し、当該情報を控除の証明書として活用する枠組み等を検討すること、

などについて、その可能性及び方策を、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。

確定申告・年末調整手続の電子化の方向性

- 規制改革実施計画を踏まえ、確定申告・年末調整手続の電子化を推進。具体的には、控除関係機関→個人→税務署・雇用主という情報の流れが基本的に電磁的方法で完結する仕組みを目指す。

(参考) こうした仕組みに寄与する観点から、年末調整手続において、被用者が、控除関係機関（保険会社・銀行等）から電子的に交付された証明書（保険料控除証明書や住宅ローン控除に係る残高証明書）を用いて簡便・正確に控除申告書を作成し、雇用主に対して電子的に提出することを可能とする仕組みを国税庁において構築・提供予定。



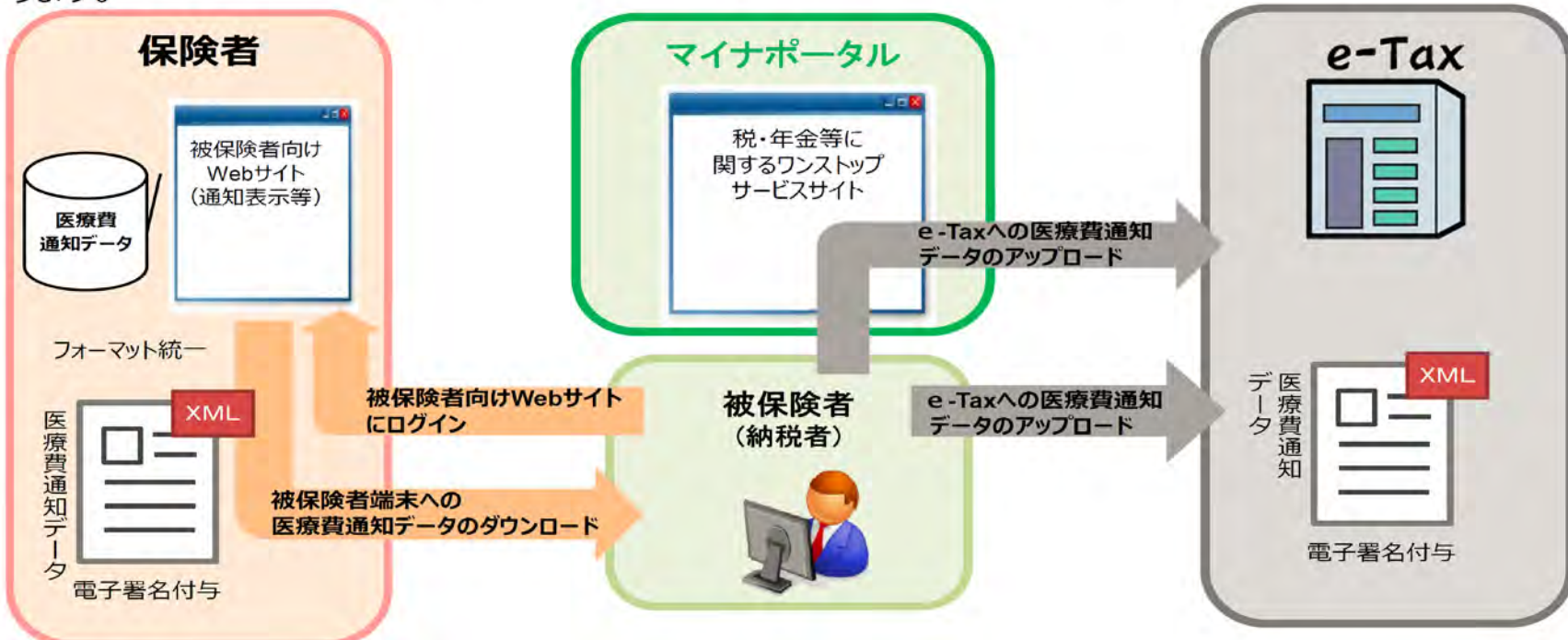
医療費控除申告の電子化

- 医療費控除については、平成19年度税制改正により、納税者利便等の観点から、電子申告(e-Tax)の場合には領収書の添付省略が認められていた。
- 平成29年度税制改正においては、医療機関からの領収書に代えて、医療費等の明細書(各保険者から提供される医療費通知等)の提出を求める仕組みとしたところ。その結果、納税者は、各保険者から提供される医療費通知データを用いて、e-Taxにより電子申告することが可能となった。

厚生労働省資料

2. 医療費通知を活用して医療費控除の電子申告をする場合の流れ (イメージ)

平成29年分の電子申告(平成30年1月～)については、被保険者が、被保険者向けWebサイトにログインし、被保険者端末へ医療費通知をダウンロードした後、e-Taxへ医療費通知をアップロードする方式となります。



e-Taxによる申告・申請等の手続の流れ(現行)(イメージ)

黄色部分 … 電子署名のために必要な作業

(注) 電子署名とは、作成者や改ざんの有無が明確になりにくい電子文書の欠点を補い、暗号化技術を用いて、「誰が作成した電子文書か」及び「改ざんが行われていないか」を確認できる仕組み。(書面手続における署名・押印に相当。)

事前準備

マイナンバーカードの取得

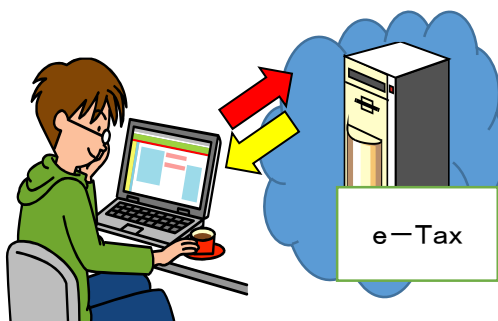


・市区町村窓口で交付

(注) マイナンバーカードには、
電子署名を付与する機能が
標準的に搭載

開始届出

e-Taxの開始の届出



・オンライン(即時)又は書面による
利用者識別番号の発行(利用者
情報の登録)

データ作成・送信

申告・申請データの作成



・e-Tax等で申告・申請等のデー
タの作成

電子署名の付与、 申告・申請データの送信



・マイナンバーカードにより電子
署名を付与した申告・申請デー
タをe-Taxに送信

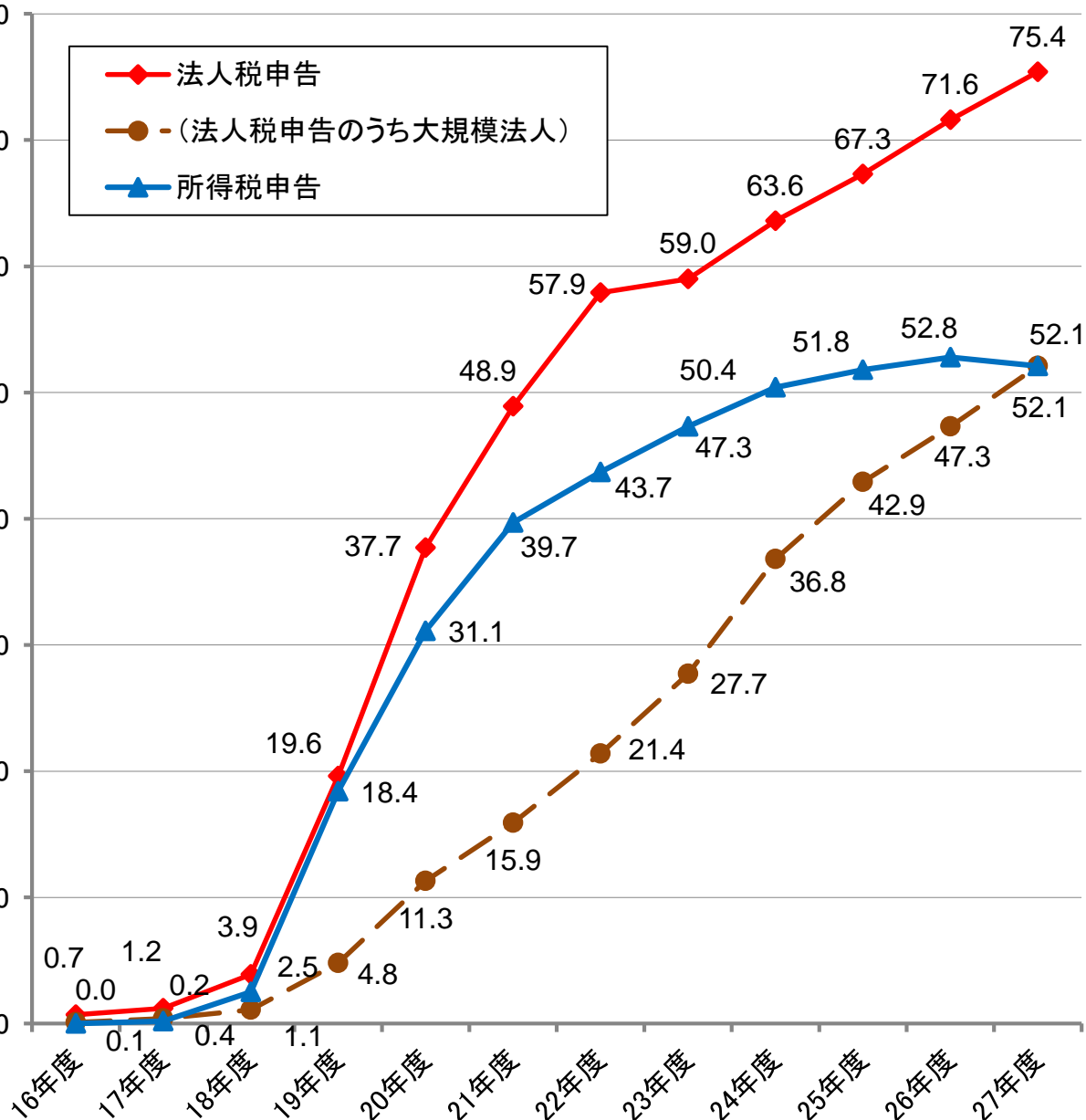
※ マイナンバーカードには、①電子署名用の電子証明書、②利用者確認用の電子証明書が搭載されている。①は、電子署名(上記注のとおり、書面手続における署名・押印に相当)を付与する際に利用され、②は、e-Taxやマイナポータルログイン時の本人確認手段として利用される。

※ マイナンバーカードの電子証明書情報をパソコンで読み込むには、市販のICカードリーダライタが必要。

e-Taxの利用率の推移とこれまでの利便性改善策

(単位: %)

e-Tax利用率の推移



ICT化の進展に対応した主な施策(e-Tax関連等)

(施行開始)

- 平成16年 ・電子申告・電子納税(e-Tax)の運用開始
- 平成17年 ・法定調書の提出方法の拡充
(光ディスクによる提出を可能とする)
- 平成19年 ・電子申告における電子署名省略
(税理士等の代理送信の場合における本人の電子署名省略)
・電子申告税額控除制度の創設(個人)
(5,000円を上限。平成19年分又は20年分)
- 平成20年 ・電子申告における第三者作成書類の添付省略
(例 医療費の領収書、寄附金控除の証明書等)
- 平成21年 ・電子納税へのダイレクト納付の導入
・電子申告税額控除制度の延長(平成22年分まで)
- 平成23年 ・電子申告税額控除制度の延長(個人)
(控除額を引下げた上、平成24年分まで
平成23年分: 4,000円、平成24年分: 3,000円)
- 平成26年 ・法定調書の光ディスク等による提出義務化
(前々年に1,000枚以上提出している法定調書を対象)
- 平成28年 ・電子申告における添付書類の提出方法の拡充
(イメージデータ等による提出を可能とする)
- 平成30年 ・確定申告書に添付すべき証明書等の範囲拡充
(電子的に交付された保険料控除証明書等のうち一定のもの)

e-Taxを利用していない理由(アンケート結果)

○ e-Taxを利用しない(又は利用をやめた)理由として、多くの納税者から以下の2点が挙げられている。

① 電子的な提出が困難で、書面提出になる添付書類がある。

② 電子証明書やICカードリーダーライタの取得に費用や手間がかかる。

(注)その他、別目的で書面が必要、セキュリティ上の不安など、税務手続以外の理由が挙げられることも多い。

個人

順位	理由	割合 (%)
1	ICカードリーダーライタの取得に費用や手間がかかるから	34.1
2	電子証明書の取得(更新)に費用や手間がかかるから	32.2
3	セキュリティに不安がありインターネットを利用したオンライン申請に抵抗があるから	7.4
4	添付書類の一部について、別途、提出する必要があるから	6.0
5	税務署で申告の内容を確認したいから	4.6

(注1)当該設問に対する回答者数は90,688人。複数回答可。

(注2)アンケートの回答者には個人の納税者以外(税理士等、法人)も含まれるが、その数は僅か(約2%)。

(出所)国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用に関するアンケートの実施結果について(平成29年8月)

法人

順位	理由	割合 (%)
1	社内での決裁・閲覧、金融機関への写しの提出などに書面の申告書が必要であることから、e-Taxを利用する必要性が感じられない	38.1
2	書面提出する添付書類があり、e-Tax送信分と書面提出分に分けて作業するのが煩雑である	32.0
3	税務署が近いため、e-Taxを利用する必要性が感じられない	22.3
4	電子証明書の取得に費用がかかる	21.5
5	e-Tax導入までの手続きが煩雑である又はよくわからない(初期設定、電子証明書の取得等)	20.5

(注)当該設問に対する回答法人数は2,698社。複数回答可。

(出所)平成26事務年度に東京国税局が同局調査部所管法人(原則、資本金が1億円以上の法人)を対象として実施したアンケート結果の取りまとめ⁹

課題① 「電子的な提出が困難で、書面提出になる書類がある」への対応

e-Taxにおける法人税申告書等のデータ提出方法(現状のイメージ)

申告書

財務諸表

(貸借対照表、損益計算書等)

勘定科目内訳明細書

(預貯金の内訳書、
売掛金の明細書等)

第三者作成書類

(収用証明書等)

自己作成書類

(出資関係図等)

e-Taxに送信可能なデータ形式:XBRL・XML※1・2

XBRL・XMLは国際的に標準化されたデータ形式であり、企業開示(有価証券報告書等)でも用いられている。他方、企業のシステムではあまり使われていないデータ形式であり、データ変換が煩雑との声がある。そのため、データ形式の柔軟化、記載事項の見直しなどを求める声もある。

イメージデータ(PDF形式)でe-Taxに送信※3

e-Taxの送信容量の拡大、提出方法の柔軟化、提出書類の簡素化などを求める声がある。

e-Tax



※1 XML(eXtensible Markup Language)とは、情報の内容にタグを付加して構造的に記述し、コンピュータ処理をしやすくするコンピュータ言語。XBRL(eXtensible Business Reporting Language)とは、XMLをベースとして開発され、財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう、国際的に標準化されたコンピュータ言語。

※2 財務諸表や勘定科目内訳書の作成・送信機能が実装されていないソフトウェアの利用者等の利便性向上の観点から、CSV形式のデータのうち、一定のルールで記録されたものの取り込み機能、XBRL・XML形式への変換機能を、国税庁が提供する電子申告ソフト(e-Taxソフト)に実装(平成28年4月)。

※3 平成28年4月以降、e-Taxで申告等を行う際、従前は別途郵送等で書面により提出する必要があった添付書類について、イメージデータ(PDF形式)による提出を可能とした。